

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」と規定されていることにかんがみ、以下の【Ⅰ】～【Ⅳ】のいずれかに該当する文書は「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管するものとする。

- 【Ⅰ】 国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】 国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】 国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅳ】 国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(4)に沿って行う。

- (1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯		
一 法律の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討	移管
	法律案の審査	
	他の行政機関との協議	
	閣議の求め	
	国会審議	
	官報公示	
	解釈又は運用の基準の設定	
二 条約その他の国	締結の検討	移管

際約束の締結及びその経緯	条約案の審査	
	閣議の求め	
	国会審議	
	締結	
	解釈又は運用の基準の設定	
三 政令の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討	移管
	政令案の審査	
	意見公募手続	
	他の行政機関との協議	
	閣議の求め	
	官報公示	
	解釈又は運用の基準の設定	
四 内閣府令、省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	立案の検討	移管
	意見公募手続	
	制定又は改廃	
	官報公示	
	解釈又は運用の基準の設定	
閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯		
五 閣議の決定又は了解及びその経緯	閣議	移管
	公布	
	予算に関する閣議の求め及び予算の国会提出その他の重要な経緯	
	決算に関する閣議の求め及び決算の国会提出その他の重要な経緯	
	質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯	
	基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に附された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯	
六 関係機関の長で構成される会議（これに準ずるも	関係機関の長で構成される会議及びこれに準ずる会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行	移管

のを含む。)の決定 又は了解及びその 経緯	政機関との協議その他の重要な経緯	
七 省議（これに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯	省議及びこれに準ずる会議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯		
八 複数の行政機関による申合せ	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関との協議その他の重要な経緯	移管
九 他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
十 地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯		
十一 個人の権利義務の得喪及びその経緯	行政手続法第五条第一項の審査基準、同法第十二条第一項の処分基準及び同法第三十六条の行政指導指針及び同法第六条の標準処理期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
	行政手続法第二条第三号に規定する許認可等に関する重要な経緯	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ。） ・国籍に関するもの
	行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分に関する重要な経緯	廃棄
	補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等）の交付に関する重要な経緯	以下について移管 ・補助金等の交付の条件に関する文書
	不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政

		<p>策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
	<p>訴訟の提起及び遂行その他の訴訟に関する重要な経緯</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・ 判決書・和解調書の正本（法務省のみ）
<p>十二 法人の権利義務の得喪及びその経緯</p>	<p>行政手続法第五条第一項の審査基準、同法第十二条第一項の処分基準及び同法第三十六条の行政指導指針及び同法第六条の標準処理期間に関する立案の検討その他の重要な経緯</p>	<p>移管</p>
	<p>行政手続法第二条第三号に規定する許認可等に関する重要な経緯</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・ 公益法人等の設立・廃止等に関するもの
	<p>行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分に関する重要な経緯</p>	<p>廃棄</p>
	<p>補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二条第一項に規定する補助金等）の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金等の交付の条件に関する文書
	<p>不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・ 審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめ

		たもの	
	訴訟の提起及び遂行その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・判決書・和解調書の正本（法務省のみ）	
職員の人事に関する事項			
十三 職員の人事に関する事項	人事評価の基準、方法等に関する政令第一条に規定する人事評価の実施に関する規程の立案	廃棄 ※別表第1の備考四に掲げるものも同様とする。 (ただし、閣議等に関わるものについては移管)	
	職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯		
	職員の兼業の許可		
	退職手当の支給		
その他の事項			
十四	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	内閣府設置法第七条第五項及び国家行政組織法第十四条第一項に規定する告示の立案の検討その他の重要な経緯	以下について移管 ・法律・政令と一体となって運用する告示又は国民の権利義務に影響する告示の制定又は改廃のための決裁文書
		内閣府設置法第七条第六項及び国家行政組織法第十四条第二項に規定する訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	以下について移管 ・行政文書管理規則その他の重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書
	予算及び決算に関する事項	歳入歳出等の見積書類の作製その他の予算に関する重要な経緯	以下について移管 ・財政法第十七条第二項の規定による歳入歳出等の見積書類の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入歳出等の

			<p>見積書類を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第二十条第二項の規定による予定経費要求書等の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。) ・ 財政法第三十五条第二項の規定による予備費に係る調書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した予備費に係る調書を含む。) ・ 上記のほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書
		<p>歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製その他の決算に関する重要な経緯</p>	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財政法第三十七条第一項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書を含む。) ・ 財政法第三十七条第三項の規定による継続費決算報告書の作製の基礎となった方針及び意思決定そ

			<p>の他の重要な経緯が記録された文書（財務大臣に送付した継続費決算報告書を含む。）</p>
機構及び定員に関する事項	機構及び定員の要求に関する重要な経緯	移管	
独立行政法人等に関する事項	独立行政法人通則法第二十九条及び国立大学法人法第三十条に規定する中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管	
	独立行政法人通則法第六十四条（国立大学法人法第三十五条において準用する場合を含む。）に規定する報告及び検査その他の指導監督	移管	
政策評価に関する事項	行政機関が行う政策の評価に関する法律第六条に規定する基本計画の立案の検討、同法第十条に規定する評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯	移管	
公共事業の実施に関する事項	直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯	<p>以下について移管</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費が特に大規模な事業（例：100億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、事業評価その他の重要なもの ・ 総事業費が大規模な事業（例：10億円以上）については、事業計画の立案に関する検討、事業完了報告その他の特に重要なもの ・ 工事誌 	

栄典又は表彰に関する事項	栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯	以下について移管 ・ 栄典制度の創設・改廃に関するもの ・ 叙位・叙勲・褒章の選考・決定に関するもの ・ 国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの ・ 国外の著名な表彰の授与に関するもの
国会及び審議会等における審議に関する事項	国会審議（前項までに規定するものを除く。）	以下について移管 ・ 大臣の演説に関するもの ・ 会期ごとに作成される想定問答
	審議会等（前項までに規定するものを除く。）	移管 （部会、小委員会等を含む）

注

- ①「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。
- ②「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、特に重要な政策事項等に関するものについては、移管が必要となる。（例：阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、サッカーワールドカップ日韓共催等、等。）

(2) 以下の左欄の業務に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

業務	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用している制度（例：政策評価、情報公開、統計、補助金等、人事管理等）について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等の業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本計画 ・ 年間実績報告書等 ・ 施行状況調査・実態状況調査 ・ 意見・勧告 ・ その他これらに準ずるもの
国際会議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際機関（IMF, ILO, WHO 等）に関する会議又は閣僚が出席した会議に関する開催準備、実施、参加、会議の合意等に関する文書

国際協力・国際交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府開発援助の基本的な方針・計画及び評価に関するもの ・ 政府開発援助・緊急援助等に関する年間実績等 ・ 国賓等の接遇に関する文書
統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書 ・ 一般統計調査の調査報告書
広報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大臣記者会見録 ・ 広報資料

(3) 昭和 27 年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約（昭和 27 年条約第 6 号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得された文書であることから、1 の【Ⅰ】【Ⅲ】【Ⅳ】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(4) 上記に記載のない業務に関しては、1 の基本的考え方に照らして、各行政機関において個別に判断することとなる。